

一、最新中国法令

● 中华人民共和国刑法修正案（十一）

【发布单位】全国人民代表大会常务委员会
【发布文号】主席令第六十六号
【发布日期】2020-12-26
【实施日期】2021-03-01
【内容提要】该修正案内容涉及：强令他人违章冒险作业或者明知存在重大事故隐患而不排除、仍冒险组织作业，在生产、作业中违反有关安全管理的规定，公司、企业或者其他单位的工作人员受贿，公司、企业或者其他单位的工作人员挪用资金，侵犯商业秘密等违法犯罪行为的定罪与量刑。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202012/850abff47854495e9871997bf64803b6.shtml>

● 长江保护法

【发布单位】全国人民代表大会常务委员会
【发布文号】主席令第六十五号
【发布日期】2020-12-26
【实施日期】2021-03-01
【内容提要】该法令提出：

- 长江流域县级以上地方人民政府应当采取措施加快重点地区危险化学品生产企业搬迁改造；推动钢铁、石油、化工、有色金属、建材、船舶等产业升级改造，提升技术装备水平；推动造纸、制革、电镀、印染、有色金属、农药、氮肥、焦化、原料药制造等企业实施清洁化改造。
- 企业应当采取污染物排放总量控制措施，通过技术创新减少资源消耗和污染物排放。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202012/1626d0bc5284485588222995e712c434.shtml>

一、最新中国法令

● 中華人民共和国刑法改正案（十一）

【発布機関】全国人民代表大会常務委員会
【発布番号】主席令第六十六号
【発布日】2020-12-26
【実施日】2021-03-01
【概要】本改正案の内容は、規則に違反する危険な作業を他人に強要する若しくは重大事故につながる潜在的危険があることを明らかに知りながら、それを排除せずに尚も危険を冒し作業を手配する行為、生産、作業の過程において安全管理に関する規定に違反する行為、会社、企業若しくはその他組織の従業員による収賄行為、会社、企業若しくはその他組織の従業員による資金流用、営業秘密侵害等の違法犯罪行為の罪状確定と量刑に及ぶ。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202012/850abff47854495e9871997bf64803b6.shtml>

● 長江保護法

【発布機関】全国人民代表大会常務委員会
【発布番号】主席令第六十五号
【発布日】2020-12-26
【実施日】2021-03-01
【概要】本法令では、以下の通り措置を打ち出している。

- 長江流域の県級以上の地方人民政府は、重点地区における危険化学品生産企業の移転と改造を加速するための措置を講じなければならない、また鉄鋼、石油、化学工業、非鉄金属、建材、船舶などの産業のアップグレード・改造を促進し、技術と設備の水準を向上させ、製紙、製革、電気めっき、捺染、非鉄金属、農薬、窒素肥料、コークス、API 製造等の企業におけるクリーン化改造を推進しなければならない。
- 企業は汚染物排出総量制御措置を講じ、技術革新を通じて資源消耗と汚染物排出を減らさなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202012/1626d0bc5284485588222995e712c434.shtml>

● [网络招聘服务管理规定](#)

【发布单位】人力资源和社会保障部
 【发布文号】人力资源和社会保障部令第 44 号
 【发布日期】2020-12-18
 【实施日期】2021-03-01
 【内容提要】根据该规定：用人单位向人力资源服务机构提供的单位基本情况、招聘人数、招聘条件、用工类型、工作内容、工作条件、工作地点、基本劳动报酬等网络招聘信息，应当合法、真实，不得含有民族、种族、性别、宗教信仰等方面的歧视性内容。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.mohrss.gov.cn//xxgk2020/fdzdgknr/zcfq/bmgz/202012/t20201223_406512.html

● [オンライン求人サービス管理規定](#)

【発布機関】人的資源・社会保障部
 【発布番号】人的資源・社会保障部令第 44 号
 【発布日】2020-12-18
 【実施日】2021-03-01
 【概要】本規定によると、雇用主が人的資源サービス機関に提供する雇用主の基本情報、採用人数、求人条件、雇用形態、仕事内容、労働条件、勤務地、基本労働報酬などのオンライン求人情報は、合法的且つ真実の内容でなければならず、民族、人種、性別、宗教信仰等を理由に不当に扱う内容が含まれてはならないとしている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.mohrss.gov.cn//xxgk2020/fdzdgknr/zcfq/bmgz/202012/t20201223_406512.html

● [国务院关税税则委员会关于 2021 年关税调整方案的通告](#)

【发布单位】国务院关税税则委员会
 【发布文号】税委会〔2020〕33 号
 【发布日期】2020-12-21
 【内容提要】根据该通知：

调整进口关税税率
<ul style="list-style-type: none"> 自 2021 年 01 月 01 日起，对 883 项商品实施低于最惠国税率的进口暂定税率。其中涉及医疗器材，燃料电池循环泵等新基建或高新技术产业所需部分设备、零部件、原材料，飞机发动机用燃油泵等航空器材，柴油发动机排气过滤及净化装置等，木材和纸制品等资源性产品。 2021 年 01 月 01 日起，取消金属废碎料等固体废物进口暂定税率，恢复执行最惠国税率。 对《中华人民共和国加入世界贸易组织关税减让表修正案》附表所列信息技术产品最惠国税率自 2021 年 07 月 01 日起实施第六步降税。
继续实施现行出口关税税率
<ul style="list-style-type: none"> 自 2021 年 01 月 01 日起，继续对铬铁等 107 项商品征收出口关税，适用出口税率或出口暂定税率，征收商品范围和税率维持不变。
调整税则税目及注释
<ul style="list-style-type: none"> 经调整后，2021 年税则税目数共计 8580 个。

【法令全文】请点击以下网址查看：
 关于 2021 年关税调整方案的通告
http://qss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202012/t20201223_3636573.htm
 官方解读
http://qss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcejiedu/202012/t20201223_3636578.htm

● [2021 年関税調整方案に関する国务院関税税則委員会による通知](#)

【発布機関】国务院関税税則委員会
 【発布番号】税委会〔2020〕33 号
 【発布日】2020-12-21
 【概要】本通知によると、以下の通りである。

輸入関税税率の調整
<ul style="list-style-type: none"> 2021 年 1 月 1 日から、883 品目の商品に対して、最惠国税率を下回る輸入暂定税率を実施する。そのうち、医療機械、燃料電池循環ポンプ等新しいインフラ建設又はハイテク産業に必要な一部の設備、部品、原材料、飛行機エンジン用燃料ポンプ等航空器材、ディーゼルエンジン排気濾過及び浄化装置等、木材及び紙製品等資源的製品に及ぶ。 2021 年 1 月 1 日から、金属廃棄物など固形廃棄物輸入の暂定税率を廃止し、最惠国税率を復活させる。 「中華人民共和国の WTO 加盟に関する関税譲許表改正案」の別紙に記載される情報技術製品の最惠国税率について、2021 年 7 月 1 日から、第 6 段階目の税率引き下げを実施する。
現行の輸出関税税率を引き続き実施する
<ul style="list-style-type: none"> 2021 年 1 月 1 日から、フェロクロム等 107 品目の商品について、引き続き輸出関税を徴収し、輸出税率又は輸出暂定税率を適用し、徴収の対象となる商品の範囲及び税率は変更されない。
税則税目及び注釈の調整
<ul style="list-style-type: none"> 調整後、2021 年税則税目の対象項目数は、合計 8580 である。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
 2021 年関税調整方案に関する通知
http://qss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202012/t20201223_3636573.htm
 公式解説
http://qss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcejiedu/202012/t20201223_3636578.htm

● [中华人民共和国海关进出口货物减免税管理办法](#)

- 【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署第 245 号令
【发布日期】2020-12-21
【实施日期】2021-03-01
【内容提要】该办法包括总则、减免税审核确认、减免税货物税款担保、减免税货物的管理、以及减免税货物的抵押、转让、移作他用等六章。其中包括：
- 进出口货物减免税申请人应当向其主管海关申请办理减免税审核确认、减免税货物税款担保、减免税货物后续管理等相关业务。
 - 进口减免税货物的监管年限如下：1、船舶、飞机为 8 年；2、机动车辆为 6 年；3、其他货物为 3 年。监管年限自货物进口放行之日起计算。
 - 在海关监管年限内，减免税货物应当在主管海关审核同意的地点使用。经主管海关审核同意的，可以变更使用地点。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/3475961/index.html>

● [中华人民共和国海关行政许可管理办法](#)

- 【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署第 246 号令
【发布日期】2020-12-22
【实施日期】2021-02-01
【内容提要】该办法对行政许可项目管理、行政许可实施程序等进行了规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/3477654/index.html>

● [国家税务总局关于在新办纳税人中实行增值税专用发票电子化有关事项的公告](#)

- 【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国家税务总局公告 2020 年第 22 号
【发布日期】2020-12-20
【内容提要】国家税务总局决定在前期宁波、石家庄和杭州等 3 个地区试点的基础上，在全国新设立登记的纳税人（以下简

● [中華人民共和國稅關輸出入貨物減免稅管理弁法](#)

- 【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署第 245 号令
【発布日】2020-12-21
【実施日】2021-03-01
【概要】本弁法には、総則、減免税審査確認、減免税貨物税金担保、減免税貨物の管理、及び減免税貨物の抵当権設定、譲渡、他用途利用等の 6 章が含まれている。具体的には、以下の内容がある。
- 輸出入貨物の減免税申請者は、所轄税関に対して、減免税に係る審査確認、減免税貨物の税金担保、減免税貨物のフォローアップ管理などの関連業務を申請しなければならない。
 - 輸入減免税貨物の監督管理対象年数は、以下の通りである。1、船舶・航空機は 8 年間である。2、エンジン付き車両は 6 年間である。3、その他の貨物は 3 年間である。監督管理対象年数は、貨物の輸入通関許可日から起算する。
 - 税関監督管理対象年数内において、減免税貨物は、所轄税関が審査認可した場所で使用しなければならない。所轄税関の審査認可を得た場合、使用場所を変更することができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/3475961/index.html>

● [中華人民共和國稅關行政許可管理弁法](#)

- 【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署第 246 号令
【発布日】2020-12-22
【実施日】2021-02-01
【概要】本弁法では、行政许可プロジェクト管理、行政许可の実施手続き等について定めている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/3477654/index.html>

● [新規納税者を対象に増値税専用発票の電子化を実行することに関する事項についての国家稅務總局による公告](#)

- 【発布機関】国家稅務總局
【発布番号】国家稅務總局公告 2020 年第 22 号
【発布日】2020-12-20
【概要】国家稅務總局は、寧波、石家莊、杭州等の 3 つの地域における前期の試行実績を基に、全国の新規設立・登記納税者（以下

称“新办纳税人”)中实行增值税专用发票电子化(以下简称“专票电子化”)。

- 自 2020 年 12 月 21 日起,在天津、上海、江苏、浙江、广东、宁波和深圳等 11 个地区的新办纳税人中实行专票电子化,受票方范围为全国。
- 自 2021 年 01 月 21 日起,在北京等 25 个地区的新办纳税人中实行专票电子化,受票方范围为全国。

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5159928/content.html>

● [江苏省人民政府办公厅关于进一步优化营商环境更好服务市场主体若干措施的通知](#)

【发布单位】江苏省人民政府办公厅
【发布文号】苏政办发〔2020〕78 号
【发布日期】2020-12-22
【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.jiangsu.gov.cn/art/2020/12/22/art_64797_9611783.html

● [江苏省工业企业安全生产风险报告规定](#)

【发布单位】江苏省人民政府
【发布文号】江苏省人民政府令第 140 号
【发布日期】2020-12-22
【实施日期】2021-02-01
【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.jiangsu.gov.cn/art/2020/12/22/art_64797_9611719.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务,请与我们联系;
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址,如果无法访问,您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

「新規納税者」というを対象に、増値税専用発票の電子化(以下「専用発票の電子化」という)を実施することを決定した。

- 2020 年 12 月 21 日から、天津、上海、江蘇省、浙江省、広東省、寧波、深圳などの 11 か所の地域における新規納税者を対象に専用発票の電子化を実施し、専用発票の受取人の対象範囲は全国とする。
- 2021 年 1 月 21 日から、北京などの 25 か所の地域における新規納税者を対象に専用発票の電子化を実施し、専用発票の受取人の対象範囲は全国とする。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5159928/content.html>

● [ビジネス環境をさらに最適化し、事業主に対するサービスを一層向上させるための若干措置に関する江蘇省人民政府弁公庁による通知](#)

【発布機関】江蘇省人民政府弁公庁
【発布番号】蘇政弁発〔2020〕78 号
【発布日】2020-12-22
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.jiangsu.gov.cn/art/2020/12/22/art_64797_9611783.html

● [江蘇省工業企業安全生産リスク報告規定](#)

【発布機関】江蘇省人民政府
【発布番号】江蘇省人民政府令第 140 号
【発布日】2020-12-22
【実施日】2021-02-01
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.jiangsu.gov.cn/art/2020/12/22/art_64797_9611719.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

● 日本停止面向国际人员往来的阶段性措施等中日快捷通道不受影响

根据日本驻上海总领事馆网站消息，日本政府于2020年12月26日决定，从2020年12月28日起至2021年01月底为止，暂停批准若干国家/地区人士的入境。相对应的国家/地区，由外务省及厚生劳动省每次确认后，指定发表。目前包括：法国、意大利、爱尔兰、冰岛、荷兰、丹麦、比利时、澳大利亚、以色列以及已经暂停入境的英国和南非共和国。

关于已经达成共识的两国间常住人员通道以及商务便捷通道（包括中日快捷通道），与上述规定无关，继续实行。

（里兆律师事务所 2020年12月28日编写）

● 日本政府が国際的な人の往来に向けた段階的措置などの運用を停止することを決定したが、日中間の「ファストトラック」は影響を受けない

在上海日本国総領事館公式サイト上の情報によると、2020年12月28日から2021年01月末までの間、該当する国・地域からの日本への入国許可を一時停止することを、日本政府が2020年12月26日に決定している。該当する国・地域は、外務省及び厚生労働省が確認の都度、指定し公表するとしている。現時点においては、該当する国・地域には、フランス、イタリア、アイルランド、アイスランド、オランダ、デンマーク、ベルギー、オーストラリア、イスラエル並びに入国がすでに一時的に停止されているイギリス及び南アフリカ共和国が含まれている。

すでに合意し運用している二国間のレジデンストラック及びビジネストラック（日中間のファストトラックを含む）は上記規定に関わらず、運用を続ける。

（里兆法律事務所が2020年12月28日付けで作成）

三、里兆解读

● 《个人信息保护法（草案）》解读（连载之一/共二篇）

2020年10月21日，全国人大常委会发布了《个人信息保护法（草案）》（以下简称“《草案》”），并向社会公开征求意见。草案明确了个人信息处理规则、敏感个人信息处理规则等，备受关注的个人信息跨境提供规则在《草案》中也有涉及，以下我们将对该等规则进行简要解读。

一、适用范围及保护对象

（一）适用范围

具体内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 《草案》适用于在中国境内处理自然人个人信息的活动。 ▪ 在中国境外处理自然人个人信息的活动，有下列情形之一的，也适用《草案》： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 以向境内自然人提供产品或者服务为目的； ➢ 为分析、评估境内自然人的行为； ➢ 法律、行政法规规定的其他情形。 ▪ 处理指个人信息的收集、存储、使用、加工、传输、提供、公开等活动。
里兆解读
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 《草案》的适用范围较广，除域内效力外，还借鉴了欧盟《通用数据保护条例》（GDPR）的经验，赋予了《草案》域外效力。例如，

三、里兆解说

● 「個人情報保護法（草案）」を読み解く（連載の一/全二回）

2020年10月21日，全国人民代表大会常務委員会が「個人情報保護法（草案）」（以下「『草案』」という）を公表し、社会に向けて意見を募集した。「草案」は、個人情報の取り扱い規則、機微な個人情報の取り扱い規則等を明確にし、注目度の高い個人情報の越境提供規則についてもこの「草案」の中で言及されている。本稿ではこれらの規則について簡潔に読み解いていく。

一、適用範囲及び保護対象

（一）適用範囲

具体的な内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「草案」は中国領域内で自然人の個人情報を取り扱う行動に適用される。 ▪ 中国領域外で自然人の個人情報を取り扱う行動については、次に掲げるいずれか一つに該当する場合にも「草案」が適用される。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 域内における自然人向け製品又はサービスの提供を目的とするもの。 ➢ 域内における自然人の行為を分析し、評価するためのもの。 ➢ 法律、行政法規に定めるその他状況。 ▪ 取り扱うとは、個人情報の収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開等といった行動を指す。
里兆解説
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「草案」の適用範囲は相対的に広く、域内で効力があるほか、EU「一般データ保護規則」（GDPR）の経験を踏襲し、「草案」に域外での効

天猫国际是一家香港公司，其主要向大陆境内的个人用户销售商品/服务，其可能会分析、评估境内个人用户的消费习惯，依据目前的规定，《草案》适用于天猫国际。

力も与えている。例えば、香港の会社である天猫国際は、主に中国本土の領域内の個人ユーザ向けに商品/サービスを販売しており、域内における個人ユーザの消費習慣を分析し、評価することもあり得るが、現行の規定に基づく、「草案」は天猫国際にも適用されることになる。

(二) 保护对象

具体内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 《草案》的保护对象为个人信息。 ▪ 个人信息是以电子或者其他方式记录的与已识别或者可识别的自然人有关的各种信息，不包括匿名化处理后的信息。
里兆解读
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 《网络安全法》和《民法典》对个人信息的定义采用了“识别”路径，即个人信息是指以电子或者其他方式记录的能够单独或者与其他信息结合识别自然人个人身份的各种信息。 ▪ 《草案》除采用“识别”路径外，还采用了“关联路径”（例如，已知自然人张三，那与张三有关的行踪轨迹也属于个人信息），扩大了个人信息的范围。

(二) 保護対象

具体的な内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「草案」は個人情報保護対象としている。 ▪ 個人情報とは、電子又はその其他方式をもって記録される、識別済みの又は識別可能な自然人に關係する各種の情報を指すが、それには匿名化処理が施された情報は含まれない。
里兆解説
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「サイバーセキュリティ法」及び「民法典」では、個人情報の定義に対し、「識別」手段を採用しており、即ち、個人情報とは、電子又はその其他方式をもって記録される、単独で又はその他情報と結びつけることにより、自然人個人の身元を識別できる各種の情報をいう、としている。 ▪ 「草案」では、「識別」手段のほか、「関連手法」も採用しており（例えば、仮に自然人である張君という人物がいるとするならば、張君に関連する移動の足取りも個人情報に該当するというものである）、個人情報の範囲を広げている。

二、个人信息处理规则

(一) 处理个人信息的合法性基础

具体内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 符合下列情形之一的，个人信息处理者方可处理个人信息： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 取得个人的同意； ➢ 为订立或者履行个人作为一方当事人的合同所必需； ➢ 为履行法定职责或者法定义务所必需； ➢ 为应对突发公共卫生事件，或者紧急情况下为保护自然人的生命健康和财产安全所必需； ➢ 为公共利益实施新闻报道、舆论监督等行为在合理的范围内处理个人信息； ➢ 法律、行政法规规定的其他情形。

二、個人情報の取り扱い規則

(一) 個人情報を取り扱ううえでの適法性の前提

具体的な内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 個人情報を取り扱う者は、下記に掲げる状況のいずれか一つを満たすことで、はじめて個人情報を取り扱うことができる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 個人の同意を取得したとき。 ➢ 個人が当事人である契約を締結、又は履行するために必要であるとき。 ➢ 法定の職責又は法定の義務を履行するために必要であるとき。 ➢ 突発的公共衛生事件に対処するため、又は緊急事態における自然人の生命、健康及び財産の安全を守るために必要であるとき。 ➢ 公共利益のため、ニュース報道や世論監督といった行為を実施することで、合理的な範囲内で個人情報を取り扱うとき。 ➢ 法律、行政法規規定のその他状況。

里兆解读
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 《网络安全法》规定，网络运营者收集、使用个人信息必须经被收集者同意。长期以来，“同意”原则，一直是处理个人信息的唯一法定合法性基础。《个人信息安全规范》虽然规定了一些豁免同意的情形¹，但由于《个人信息安全规范》是推荐性国家标准，无强制约束力，并不能完全对抗“同意”原则。 ▪ 实践中，“同意”原则困扰了很多企业，很多情况下获取“同意”并不现实，一味遵循“同意”原则，反而会损害个人的权利。例如，在员工突发严重疾病昏迷时，在将该员工的健康信息提供给医院前获得该员工的同意，并不切合实际，反而会延误抢救时机。 ▪ 此次，《草案》扩大了处理个人信息的合法性基础，除“同意”原则外新设了五大合法性基础。例如： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 公司在与员工签订劳动合同时，要求员工提供姓名、身份证号，可以援引“为订立或者履行个人作为一方当事人的合同所必需”来豁免取得员工的同意。 ➢ 在员工突发疾病昏迷，公司为救治员工将其个人健康信息提供给医院时，公司可以“紧急情况下为保护自然人的生命健康和财产安全所必需”来豁免取得员工的同意。

里兆解説
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「サイバーセキュリティ法」では、インターネット運営業者は個人情報を収集し、使用するにあたり、被収集者からの同意を得なければならないと定められており、長期にわたり、「同意」の原則が個人情報を取り扱うための法律上明文化された適法性の唯一の前提となっている。「個人情報安全規範」では同意が免除される状況¹を定めているが、「個人情報安全規範」は推奨性国家基準に該当し、強制的な拘束力を有しないため、完全に「同意」の原則と対抗することができるわけではない。 ▪ 実践において、「同意」の原則は多くの企業を悩ませている。多くの場合には「同意」を取得することは非現実的であり、どこまでも「同意」の原則を順守しようとする、かえって個人の権利を損なうことになる。例えば、従業員が深刻な病で意識不明の状態に陥ってしまった場合、当該従業員の健康情報を病院へ提供する前に、同従業員からの同意を得ることは現実的ではなく、かえって救急救命処置を施すタイミングを逃してしまうことになる。 ▪ 今回、「草案」は個人情報を取り扱うための適法性の前提を広げている。「同意」の原則のほか、5つの適法性の前提を新たに設けており、例えば、次の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 会社が従業員と労働契約を締結する際に、従業員に対し氏名、本人証明書番号の提供を求める場合、「個人を当事者の一方とした契約を締結、又は履行するために必要である」ことを引用すれば、従業員への同意取得義務が免除されることになる。 ➢ 従業員が急病で意識不明の状態に陥った場合、会社は従業員を救うため、その個人の健康情報を病院へ提供する際に、会社は「緊急事態における自然人的生命、健康及び財産の安全を守るために必要である」ことをもってして、従業員への同意取得義務を免除されることが可能となる。

(二) 同意原則

具体内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 处理个人信息的同意，应当由个人在充分知情的前提下，自愿、明确作出意思表示。法律、行政法规规定处理个人信息应当取得个人单独同意或者书面同意的，从其规定。

(二) 同意の原則

具体的な内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 個人情報の取り扱いについての同意は、個人が事情を十分に知っている前提において、自由意思により明確な意思表示をなしたものでなければならない。法律、行政法規で、個人情報の取り扱いについて、個人から個別の同意又は書面による同意を取得しなければならないと定められている

¹ 《个人信息安全规范》第 5.6 条：以下情形中，个人信息控制者收集、使用个人信息不必征得个人信息主体的授权同意：a) 与个人信息控制者履行法律法规规定的义务相关的；b) 与国家安全、国防安全直接相关的；c) 与公共安全、公共卫生、重大公共利益直接相关的；d) 与刑事侦查、起诉、审判和判决执行等直接相关的；e) 出于维护个人信息主体或其他个人的生命、财产等重大合法权益但又很难得到本人授权同意的；f) 所涉及的个人信息是个人信息主体自行向社会公众公开的；g) 根据个人信息主体要求签订和履行合同所必需的……

¹ 「個人情報安全規範」第 5.6 条：次に掲げる状況において、個人情報の支配者が個人情報を収集、使用する場合、個人情報主体から授權、同意を得る必要がない。a) 個人情報の支配者が履行する法律法規規定の義務と関係する場合。b) 国家安全、国防安全と直接関係する場合。c) 公共の安全、公共の衛生、重大な公共利益に直接に関係している場合。d) 刑事捜査、起訴、審判及び判決の執行等に直接に関係している場合。e) 個人情報主体又は他人の生命、財産等重要な適法な権益を守ることを目的とするが、本人から授權又は同意を得ることが難しい場合。f) 係る個人情報を個人情報主体が自ら一般大衆に公開している場合。g) 個人情報主体の要求に基づき、契約の締結及び履行に必要である場合。……

<ul style="list-style-type: none"> ▪ 需取得单独同意的情形： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 向第三方提供个人信息：个人信息处理者向第三方提供其处理的个人信息的，应当向个人告知第三方的身份、联系方式、处理目的、处理方式和个人信息的种类，并取得个人的单独同意。 ➢ 处理个人敏感信息：基于个人同意处理敏感个人信息的，个人信息处理者应当取得个人的单独同意。 ➢ 个人信息出境：个人信息处理者向境外提供个人信息的，应当向个人告知境外接收方的身份、联系方式、处理目的、处理方式和个人信息的种类以及个人向境外接收方行使《草案》规定权利的方式等事项，并取得个人的单独同意。
<p>里兆解读</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 《草案》对“同意”原则进行了具体的扩充，其明确了“同意”应在“知情”的前提下做出，并且在向第三方提供个人信息、处理个人敏感信息、个人信息出境时，需获得个人的单独同意。例如，个人单独签署相关同意书、单独在线点击“同意”等。

<p>場合、その規定に従わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 個別の同意を取得しなければならない状況には次のものがある。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 個人情報を第三者に提供する状況：個人情報を取り扱う者は、自己が取り扱う個人情報を第三者に提供する場合、個人に対し、第三者の身元、連絡方法、取り扱い目的、取り扱い方式及び個人情報の種類を告知しなければならず、且つ個人から個別の同意を取得しなければならない。 ➢ 個人の機微情報を取り扱う状況：個人の同意のもとで、機微な個人情報を取り扱う場合、個人情報を取り扱う者は個人から個別の同意を取得しなければならない。 ➢ 個人情報の越境移転を行う状況：個人情報を取り扱う者が域外へ個人情報を提供する場合、域外受け手の身元、連絡方法、取り扱い目的、取り扱い方式、個人情報の種類及び個人が域外受け手に対し「草案」に定める権利を行使する方式等の事項を個人に告知しなければならず、且つ、個人から個別の同意を取得しなければならない。
<p>里兆解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 「草案」では、「同意」の原則を具体的に定めており、「同意」は「事情を知っている」前提でなさなければならない、且つ個人情報を第三者に提供する際、個人の機微情報を取り扱う際、個人情報の越境移転を行う際には、個人から個別の同意を取得しなければならないことを明確にしている。例えば、個人が個別の同意書にサインしたり、オンライン上で「同意」をクリックする等である。

(三) 知情原則

<p>具体内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 个人信息处理者在处理个人信息前，应当以显著方式、清晰易懂的语言向个人告知下列事项： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 个人信息处理者的身份和联系方式； ➢ 个人信息的处理目的、处理方式，处理的个人信息种类、保存期限； ➢ 个人行使《草案》规定权利的方式和程序； ➢ 法律、行政法规规定应当告知的其他事项。 ▪ 上述事项发生变更的，应当将变更部分告知个人。 ▪ 个人信息处理者通过制定个人信息处理规则的方式告知上述规定事项的，处理规则应当公开，并且便于查阅和保存。
<p>里兆解读</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 如上所述，个人应在“知情”的前提下做出“同意”，为此，《草案》罗列了需要个人“知情”的内容。 ▪ 实践中，企业通常会制定专门的隐私政策（个人信息保护政策）置于公司官网、APP、

(三) 事情を知る原則

<p>具体的な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 個人情報を取り扱う者は、個人情報を取り扱う前に、目立つ方法をもって、明瞭かつ分かりやすい言葉で、次に掲げる事項を個人に告知しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 個人情報を取り扱う者の身元及び連絡方法。 ➢ 個人情報の取り扱い目的、取り扱い方式、取り扱う個人情報の種類、保存期限。 ➢ 個人が「草案」に定められた権利を行使する方式と手順。 ➢ 法律、行政法規により告知すべきと定められているその他の事項。 ▪ 上述した事項に変更が発生した場合、変更のあった部分を個人に告知しなければならない。 ▪ 個人情報を取り扱う者が、個人情報取り扱い規則を制定することを通じて上述の所定の事項を告知する場合、その取扱い規則を公開し、且つ閲覧と保存がなされるよう便宜を図らなければならない。
<p>里兆解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 上記の通り、個人は「事情を知っている」との前提において「同意」する必要があり、そのため、「草案」では個人が「知っておくべき事情」の内容を列挙している。 ▪ 実務運用上、企業は通常、プライバシーポリシー（個人情報保護政策）を個別に制定して会社の

小程序指定页面，其中会详细说明需要个人“知情”的内容。我们发现许多公司的隐私政策内容较为原则性，未充分履行告知义务。因此，建议在《草案》生效后，对照《草案》的相关规定，对隐私政策进行必要的修订。

公式サイト、APP、ミニプログラムの所定のページに掲載しており、その中で、個人が「知っておくべき事情」の内容を詳しく記載している。筆者が確認する限りでは、多くの会社のプライバシーポリシーは相対的に原則的内容となっており、告知義務が十分には履行されていない。このため、「草案」発効後は、「草案」の係る規定に照らしながら、必要に応じてプライバシーポリシーを改正していくのが望ましい。

由于篇幅限制，暂介绍以上内容。在接下来的《里兆法律资讯》中，我们将继续介绍“敏感个人信息处理规则”和“个人信息跨境提供规则”。

紙面に限りがあるため、ひとまず上記内容を紹介する。次回の「里兆法律情報」において「機微な個人情報取り扱い規則」及び「個人情報の越境提供規則」の内容について解説する。

（里兆律师事务所 2020 年 12 月 25 日编写）

（里兆法律事務所が 2020 年 12 月 25 日付で作成）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [民法典的出台导致的企业各种劳动文件的修订](#)
- [解读《个人信息保护法（草案）》](#)

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [民法典の公布に起因する企業における各種労働文書の修正](#)
- [「個人情報保護法（草案）」を読み解く](#)